

6 成績評価並びに単位の認定に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、「成績評価並びに単位の認定に関する規程」(以下、「規程」という。)を適用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(履修方法)

第2条 規程第2条第3項の別に定める科目履修条件は、「科目履修条件一覧表」のとおりとする。

(成績評価の方法)

第3条 規程第4条については以下のとおりとする。

- (1) 履修方法が講義及び演習の授業科目について評価項目である筆記試験・実技試験・課題等のそれぞれが60%以上をもって単位修得となる科目の場合は、60%に満たない評価項目のみ再試験を行うものとする。
- (2) 履修方法が講義及び演習の授業科目の評価点については、評価項目すべての点数を合計し60点以上の場合は、再試験を受けた場合であっても合計点を評価点とする。なお、評価項目すべての点数を合計し60点に満たない場合は、再試験で60%以上をもって合格とし、規程第4条第1項の規定にかかわらず60点を超す場合であっても60点とする。
- (3) 履修方法が実習の授業科目について、実習記録物の記載漏れ等の不備があった場合は、各授業科目指定の評価表の該当箇所の評価に反映する。
- (4) 履修方法が実習の授業科目について、第4条第1項に該当しない場合は、再実習を実施する。

(補習授業等の実施条件)

第4条 規程第3条に定める成績評価を受ける資格を得られなかった者に対して補習授業を行うことができる。

2 規程第3条4項に定める者については、申請により補習授業を行うことができる。

3 規程第3条5項に定める病気その他やむを得ない理由に該当するのは次の場合とする。

ア 学生本人が急な病気で受診した場合(受診の証明が必要:診断書、領収書、服薬説明書等)

イ 学生本人が入院した場合(確認できることが必要)

ウ 公認欠席の場合(就職、進学のための受験、その他校長が認める事柄)

エ 公共交通機関が遮断された場合(遅延証明等)

オ 忌引の場合(証明できるものが必要:会葬礼状等)

カ 交通事故の場合(事故証明等)

キ その他、校長が認める場合

(2) 次の場合は、前項の規定に該当しないものとする。

ア 家庭の事情、自己の都合、自己の不注意による場合

(中間試験)

第5条 規程第6条並びに第7条に定める追試験、再試験では、中間試験を実施しない。

(再試験)

第6条 規程第7条第5項については以下のとおりとする。

- (1) 原則として再試験は1回のみとする。ただし、担当講師が再々試験を必要と認めた場合は実施することができる。

(追実習)

第7条 規程第8条については以下のとおりとする。

- (1) 追実習の期間は、授業科目ごとに必要な臨地実習履修時間数の6分の5に不足する時間数が補えるよう設定するものとする。
- (2) 追実習は、臨地実習施設で実施するものとする。ただし、学校長は、教員会議の意見を聞いた上、不足する時間数及び内容によっては学校内において実施させることができる。
- (3) 臨地における追実習は、次に定める要件をすべて満たしているときに実施するものとする。

ア 臨地実習施設の受入れが可能であること。

イ 当該年度のカリキュラム上、臨地実習期間が確保できること。

(補習実習)

第8条 規程第8条の2については以下のとおりとする。

- (1) 補習実習の期間は、授業科目ごとに必要な臨地実習履修時間数の6分の5に不足する時間数が補えるよう設定するものとする。
- (2) 補習実習は、臨地実習施設で実施するものとする。ただし、学校長は、教員会議の意見を聞いた上、不足する時間数及び内容によっては学校内において実施させることができる。
- (3) 臨地における補習実習は、次に定める要件を全て満たしたときに実施するものとする。

ア 臨地実習施設の受入れが可能であること。

イ 当該年度のカリキュラム上、臨地実習期間が確保できること。

(再実習)

第9条 規程第8条の3については以下のとおりとする。

- (1) 再実習は、次に定める要件を全て満たしたときに実施するものとする。

ア 臨地実習施設の受入れが可能であること。

イ 当該年度のカリキュラム上、臨地実習期間が確保できること。

ウ 再実習対象学生の再実習事前学習及び事前準備が面接等により整ったと認められること。

2 再実習の期間は、再実習対象学生が不合格となった理由を再評価するのに必要な期間とし、教員会議で協議の上、学校長が決定する。

3 再実習は、臨地実習施設で実施するものとする。ただし、学校長は、教員会議の意見を聞いた上、臨地実習施設における実習と学校内における実習を併用して実施させることができる。

4 当該年度におこなう再実習は、4単位以内とする。

(その他)

第10条 規程第9条については以下のとおりとする。

- (1) 単位修得の方法として、再履修が必要か再評価のみでよいかは、担当講師・学科長・専

任教員で協議し、単位認定会議で決定する。

- (2) 1科目の場合は原則として再評価のみでよい。
- (3) 授業の聴講をして再評価を受けるか、再評価のみとするかは本人が決定する。
- (4) 第一看護学科、第二看護学科の共通講師の科目が不合格となった場合は、どちらの学科でも講義を聴講することができる。ただし、試験は該当する学科で受けることとする。

附 則

この内規は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。